

資格取得を目指す母子家庭・父子家庭を応援します



★ 多治見市高等職業訓練促進給付金等事業★

就職に有利となる資格の取得を目指している母子家庭・父子家庭の親御さんを支援するため、生活費を援助する制度があります。

現在、資格取得のため専門学校等へ通っている方や、今後通うことを考えている方はお問い合わせ下さい。



対象要件

- 児童扶養手当の支給を受けているか又は、申請者の所得が同等の水準であること
- 養成機関で1年以上のカリキュラムを必要とする資格を取得するために修業し、又は修業を修了(卒業)し、その資格取得が見込まれること
- 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること

対象資格

- 看護師
- 介護福祉士
- 理学療法士
- 歯科衛生士
- 社会福祉士
- 調理師
- 准看護師
- 保育士
- 作業療法士
- 美容師
- 製菓衛生士
- 言語聴覚士
- その他、地域の実情に応じて必要と認める資格

※令和3年度中に修業を開始される場合は6月以上の修業を行う情報関係の資格も対象



★ 過去にこの制度を利用された方は、申請することができません。

	高等職業訓練促進給付金 資格取得のために1年以上(令和3年12月27日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上)専門学校などで修学する場合一定期間、給付金を支給する制度です。	高等職業訓練修了支援給付金 専門学校などにおける修学期間が終了(卒業)後に、入学時の負担費用等に対して支援するものです。
申請時期	修業を開始した日以降	修了日を経過した日以後30日以内
支給期間	○支給申請を行った月から修業期間終了まで(上限4年) ○原則、申請のあった日の属する月以降の各月に支給(月単位)	○修了日を経過した日以後に支給 ※ただし、1回のみ
支給額	○同一世帯・同一生計が市町村民税非課税の者 月額100,000円 ○上記以外の者 月額70,500円 ○ただし、養成機関における課程修了までの期間の最後の12か月は月額40,000円ずつ増額	○同一世帯・同一生計が市町村民税非課税の者 1回50,000円 ○上記以外の者 1回25,000円
申請書添付書類	○児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得等証明書 ○在学証明書等 ○振込口座がわかるもの ○次の1、2のいずれか 1. マイナンバーカード(個人番号カード) 2. 個人番号通知カードと運転免許証等の顔写真身分証明書 ○申請者及び扶養している児童の戸籍謄本等 ○世帯全員の住民票、同居家族の個人番号が分かるもの ○市町村民税非課税世帯の方は、世帯全員の非課税証明書等	○修了証明書等の写し ○児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得等証明書 ○振込口座がわかるもの ○対象者及び扶養している児童の戸籍謄本等 ○世帯全員の住民票 ○市町村民税非課税世帯の方は、世帯全員の非課税証明書等

- ※1 対象資格によっては4年生の養成機関へ修学する場合でも4年間の支給が認められない場合があります。
- ※2 准看護師養成機関への修学を理由に受給していた方が准看護師養成機関修了後引き続き看護師資格養成機関へ入学する場合、4年を超えない範囲で給付金を受給できます。(看護師養成機関へ入学する際あらためて申請が必要です)

★支給資格・支給要件等については、申請の前に必ずお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

多治見市役所子ども支援課 電話 23-5958(直通)または 22-1111(内線 2354)